

郵便はがき

63円分の切手を貼ってお出してください。

9 2 0 8 5 8 0

(受取人)

石川県総務部税務課
自動車税グループ 行

提出期限

9月2日 必着
期限後無効

裏面の使用目的のうち該当するものを○で囲み、必要事項を記入のうえ、提出期限までに提出してください。

【証明書提出に当たっての留意事項】

- (1) 「週末帰省」は、施設の宿舍等に寄宿し、週末等に一時帰宅する際の送迎が月2回以上ある場合に限り、減免の対象となります。
- (2) 「通院」は、慢性疾患等で継続的に通院する方が対象となりますので、風邪等の一時的疾患の方は、該当しません。
- (3) はり、きゅう、マッサージ等の医療類似行為のための通院については、医師が当該通院を必要と認める証明がある場合に限り、減免の対象となります。

記入後、プライバシー保護の為に同封の保護シールを貼付してください

減免自動車に係る現況報告書

年 月 日 提出

納税義務者	住所				
	氏名				
	電話番号	()	-		
身体障害者等	住所			(生年月日)	
	氏名			大正・昭和 平成・令和	年 月 日
運転者	住所				
	氏名		身体障害者等との続柄		
自動車登録番号			カナ		

- ◆住所・氏名の変更の有無（変更があった場合項目を○で囲んでください）
（納税義務者・身体障害者等・運転者）の（住所・氏名）が変わった。
 - ◆手帳に変更があった（変更があった場合項目を○で囲んでください）
・等級・程度が 級になった。 ・年 月に手帳を返納した。
- ※当初申請時から運転者、使用目的が変更となっている場合につきましては、再度減免申請が必要です。

自動車使用目的証明書

（通学・通園・通院・通所・生業・通勤・週末帰省）のため自動車を使用していることを証明する。
（通院・週末帰省の場合は頻度を記載： 月・週 回程度）

（証明者） 住所又は所在地

氏名 又は名称 (印)

【証明書を交付される皆様へ】

表面の留意事項を参考の上、証明書の交付をお願いします。

減免申請をした際に提出した、「使用目的証明書」(通院証明書や通学証明書など)と同じ機関で証明を受けてください。(自書不可)